

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-3
処分の種類	特定計量器の販売事業者に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	計量法第52条第4項			
処分の概要	特定計量器の販売事業に関する遵守事項を遵守せず、必要な措置に係る勧告に従わない販売事業に対する措置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第52条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済産業大臣は、経済産業省令で、前条第1項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者(以下この条において「販売事業者」という。)が遵守すべき事項を定めることができる。</li> <li>2 都道府県知事は、販売事業者が前項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。</li> <li>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</li> <li>4 都道府県知事は、第1項の経済産業省令で定める事項を遵守しないため第2項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</li> </ol> <p>○計量法施行規則第19条(遵守事項)</p>			
基準の制定根拠	—			